

くまもと間伐材安定供給対策事業実施要領

第1条 趣旨

「くまもと間伐材安定供給対策事業」（以下「本事業」という。）の実施に関しては、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2条 目的

間伐材流通経費等の一部を助成し、森林所有者等の間伐意欲を喚起することにより、県内の森林の適正な森林整備に資するほか、建築用材における国産材利用の気運が高まっていることを踏まえ、間伐材の安定供給を推進することを目的として、事業を実施する。

第3条 事業主体

要項別表に記載の事業主体は、次の各号を含むものとする。

- （1）森林経営計画の認定を受けた森林所有者等とは、県内の森林で森林経営計画の認定を受けた者、特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者とする。
- （2）森林所有者と間伐材生産出荷に係る委託契約を締結した県内の森林組合には、熊本県森林組合連合会を含むものとする。

第4条 補助金額

補助金額は、要項別表に定めるとおりとし、以下の区分に応じて交付する。

- ①補助の対象とする間伐材（以下「補助対象材」という。）を素材市場に出荷した場合を「区分1」とする。
- ②補助対象材を製材工場に出荷した場合を「区分2」とし、製材工場には合板工場を含むものとする。

第5条 補助対象の条件

補助対象材は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- （1）補助対象材は、スギ・ヒノキに限る。
- （2）補助対象材は、国有林、公有林及び国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センターの実施する水源林造成事業により整備された森林で生産されたものを除く。
ただし、森林（立木）の所有が私有である分収林で生産されたものはこの限りでない。
- （3）補助対象材は、5齢級以上18齢級以下の森林で生産された材であること。
- （4）補助対象材は、原則として、林道、公道（全幅3.0メートル以上の車道）、林業専用道（以下「林道等」という。）から最遠部までの距離が水平距離で100メートル以上ある間伐施行地（以下、「対象間伐林」という。）で生産された材であること。
- （5）補助対象材は、出荷時の材長が原則として2メートル以上であること。
- （6）補助対象材は、素材市場へ出荷した建築用に使われる材及び製材工場又は合板工場へ出荷した材とする。

ここで、建築用に使われる材とは、次に示すいずれかの要件に合致するものとする。

ア 市場の伝票等の形状区分が「直材」「やや曲がり材」又は「曲がり材」であること。

イ 伝票等の表記が「込」「黒」「節」「元」「割れ」などでありもしくは無表記のため原木の形状が不明なものについては、出荷先が製材工場又は合板工場であることが確認できること。

ただし、いずれの場合も「大曲り」「本売（１本代）」「虫喰」「焼木」「キズ」「腐れ」については対象としない。

（７） 前号における製材工場又は合板工場は、国内にある工場に限る。

第 6 条 補助の範囲

補助の範囲は次の各号に掲げるものとする。

- （１） １ヘクタール当たりの間伐材出荷量が 80 立方メートルを超える場合、80 立方メートルを超える分についての補助は行わない。
- （２） 事業主体が複数の市町村にまたがって補助対象材を生産する場合、補助事業者は、自市町村で生産される分のみを補助対象とする。

第 7 条 実施計画書等の提出

- （１） 要項第 3 条の事業実施計画書の様式は、別記第 1 号様式とする。
- （２） 知事は提出された事業計画について、県の予算の範囲内で承認し、別記第 2 号様式により通知する。

第 8 条 実施計画の変更協議

- （１） 要項第 5 条の事業実施変更計画書の様式は、別記第 1 号様式とする。
- （２） 事業実施変更計画書の提出があった場合には、県の予算の範囲内で調整を行い、別記第 3 号様式により通知する。

第 9 条 補助金交付申請

要項第 6 条第 2 項第 1 号の事業計画書の様式は、別記第 1 号様式とする。

第 10 条 補助金の交付の条件

補助金交付の条件は、規則第 5 条第 1 項各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- （１） 対象間伐林においては、事業完了年度の翌年度から起算して 5 年間は皆伐を行ってはいならない。また、森林以外の用途へ転用（森林所有者が当該間伐対象林を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をされた後、森林以外の用途へ転用される場合を含む。）してはならない。
ただし、公共の用に供するとき等において、やむを得ない事由があると認められるときはこの限りでない。
 - （２） 補助事業者は、規則、要項及びこの要領に従わなければならない。
 - （３） 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び当該収入及び支出について証拠書類を、事業終了の翌年から起算して 5 年間保管しなければならない。
- 2 第 1 項ただし書きの規定により対象間伐林を皆伐または森林以外の用途へ変更等する場合、補助事業者は知事に協議を申し入れなければならない。
- 3 前項の協議申し入れにおいて、補助事業者は、次に掲げる資料を提出するものとする。
- （１） 森林の皆伐（転用）協議書（別記第 14 号様式）
 - （２） 補助金交付申請書の写し
 - （３） 補助金の交付決定及び額の決定通知書の写し

第 11 条 変更申請

要項第 8 条第 2 項の事業変更計画書の様式は、別記第 1 号様式とする。

第 12 条 事業の完了

補助事業者は、事業が完了したときは、第 13 条の（１）によるしゅん工検査を速やかに実施し、検査復命の写しを添付のうえ、要項第 11 条に基づく工事完成報告書（要項別記第 9 号様式）を提出しなければならない。

第 13 条 検査

（１）補助事業者におけるしゅん工検査は、国庫補助を受けて間伐を実施したものについては書類検査、国庫補助を受けずに間伐を実施したものについては書類検査及び現地検査とする。

なお、国庫補助を受けて間伐を実施したものについては、しゅん工検査実施報告書（別記第 4 号様式）、実施一覧（別記第 6 号様式）、国庫補助を受けずに間伐を実施したものについては、しゅん工検査実施報告書（別記第 5 号様式）、実施一覧（別記第 7 号様式）をそれぞれ作成し、施行箇所総括位置図（別記第 8 号様式）を添付して提出するものとする。

ア 書類検査

- （ア） 事業主体が受託して実施したものについては、契約関係（受託契約、作業依頼書等）の確認（全件）
- （イ） 森林所有者が事業主体の場合（自ら作業を行った場合）、森林経営計画の認定を受けているかどうかの確認（全件）
- （ウ） 森林簿等による樹種、林齢及び面積の確認（全件）
- （エ） 森林計画図による施行箇所位置図により、林道等から対象間伐林の最遠部までの距離が、水平距離で 100 メートル以上の森林であるかの確認（全件）
- （オ） 出荷伝票等による補助対象材（樹種がスギ・ヒノキで材長 2 メートル以上の材（区分 1 においては建築用に使われる材））の確認と数量の確認（全件）
- （カ） 1 ヘクタール当たりの間伐材出荷量が第 6 条の（１）を満たしているかの確認（全件）

イ 現地検査

現地検査は、国庫補助を受けずに間伐を実施したものについて行うこととし、該当する実施箇所全体の 3 割以上を抽出により行うものとする。

- （ア） 対象間伐林の確認と、樹種がスギかヒノキであることの確認
 - （イ） 間伐木の伐根の年輪等により 5 ～ 18 齢級であるかの確認
 - （ウ） 対象間伐林の状況による間伐面積及び出荷伝票等の数量の妥当性の確認
- （２）所管の広域本部長（阿蘇及び球磨地域振興局管内にあっては所管の地域振興局長、県央広域本部管内にあっては上益城地域振興局長。以下「広域本部長等」という。）は、補助事業者から第 12 条による工事完成報告書の提出があった場合、国庫補助を受けて間伐を実施したものについては書類検査、国庫補助を受けずに間伐を実施したものについては書類検査及び現地検査を実施するものとする。

なお、国庫補助を受けて間伐を実施したものについては、確認検査復命書（別記第 9 号様式）、実施一覧（別記第 11 号様式）、国庫補助を受けずに間伐を実施したものについては、確認検査復命書（別記第 10 号様式）、実施一覧（別記第 12 号様式）をそれぞれ作成し、農林水産部長に提出しなければならない。

また、検査箇所の選定及び決定については、広域本部長等が行うものとする。

ア 書類検査

- (ア) 事業主体が受託して実施したものについては、契約関係（受託契約、作業依頼書等）の確認（実施箇所の1割以上）
- (イ) 森林所有者が事業主体の場合（自ら作業を行った場合）、森林経営計画の認定を受けているかどうかの確認（実施箇所の1割以上）
- (ウ) 森林簿等による樹種、林齢及び面積の確認（実施箇所の1割以上）
- (エ) 出荷伝票等による補助対象材（樹種がスギ・ヒノキで材長2メートル以上の材（区分1においては建築用に使われる材））の確認と数量の確認（実施箇所の1割以上）
- (オ) 1ヘクタール当たりの間伐材出荷量が第6条の（1）を満たしているかの確認（実施箇所の1割以上）
- (カ) 森林計画図による施行箇所位置図により、林道等から対象間伐林の最遠部までの距離が、水平距離で100メートル以上の森林であるかの確認（実施箇所の1割以上）
- (キ) 市町村検査復命書の確認

イ 現地検査

現地検査は、国庫補助を受けずに間伐を実施したものについて行うこととし、補助事業者が現地調査した以外のもので、全実施箇所の1割以上を抽出により行うものとする。

- (ア) 対象間伐林の確認と、樹種がスギかヒノキであることの確認
- (イ) 間伐木の伐根の年輪等により5～18齢級であるかの確認
- (ウ) 対象間伐林の状況による間伐面積及び出荷伝票等の数量の妥当性の確認

第14条 実績報告

要項第13条第2項第1号の事業実績書の様式は、別記第13号様式とする。

第15条 補助金事務取扱い

事業主体の補助金事務取扱いについて、次により行うことができるものとする。

- (1) 事業（変更）計画書、補助金交付申請書、事業完了届、実績報告書の作成及び提出、しゅん工検査に関する立会い、補助金受領及び支払に関する行為・事務について、第三者に委託することができるものとする。
- (2) この際、第三者の補助金事務取扱手数料は、原則として実費の範囲内とする。

第16条 事業の推進

補助事業者は、事業主体とともに森林所有者に対し、本事業の円滑な推進のため十分な広報活動を行うほか、間伐の推進と間伐材の安定供給についての普及活動を行うこととする。

第17条 書類の経由

規則、要項又はこの要領に基づき知事に提出する書類は、広域本部長等を経由するものとする。

第18条 雑則

この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和5年（2023年）9月26日から施行する。
- 2 この要領は、令和6年（2024年）8月16日から施行し、同年4月1日から適用する。

別記第 1 号様式

令和 年度くまもと間伐材安定供給対策事業実施（変更）計画書

1 事業計画及び経費（補助金）の配分

（単位：円）

事業内容	区分	面積 (ha)	間伐材 出荷量 (m ³)	補助事業 に要する 経費	経費内訳		補助単価 (円／m ³)	
					県費	市町村費	県	市町村
間伐材 生産経費 補助	区分 1							
	区分 2							
	合計							

注）区分 1：素材市場へ出荷する場合

区分 2：製材工場又は合板工場に直送する場合

2 変更理由

（記載方法）①記載は最高 4 段書きとし、最下段を実施計画（市町村記載）、2 段目を承認計画（農林水産部長記載、変更の際は市町村記載）、3 段目を変更実施計画（市町村記載）、4 段目を変更承認計画（農林水産部長記載）を記載するものとする。

②承認計画を変更する場合には、2 変更理由を簡潔に記入する。

③面積は小数第 2 位まで記載する。

④間伐材出荷量は整数とし、1 立方メートル未満は切り捨てとする。

別記第 2 号様式

令和 年 月 日
第 号

市町村長 様

熊本県知事

令和 年度くまもと間伐材安定供給対策事業実施計画書の承認について
令和 年 月 日付け 第 号で提出のあった令和 年度くまもと間伐材
安定供給対策事業実施計画について別紙のとおり承認しますので、熊本県補助金等交付規則第
3 条及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項第 6 条の規定に基づき、補助金交付申請書を
令和 年 月 日までに提出してください。

なお、補助予定額は下記のとおりとしますので申し添えます。

記

内示額 円

注) 別記第 1 号様式(事業実施計画書)の写しに承認計画(2 段目)を朱書きしたものを添付

別記第3号様式

第 号
令和 年 月 日

市町村長 様

熊本県知事

令和 年度くまもと間伐材安定供給対策事業変更実施計画書の承認について
令和 年 月 日付け 第 号で提出のあった令和 年度くまもと間伐材
安定供給対策事業変更実施計画について別紙のとおり承認しますので、熊本県補助金等交付規
則第7条及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項第8条の規定に基づき、変更申請書を令
和 年 月 日までに提出してください。

注) 別記第1号様式(事業実施変更計画書)の写しに承認計画(4段目)を朱書きしたものを
添付

別記第4号様式

令和 年度くまもと間伐材安定供給対策事業しゅん工検査実施報告書

(国庫補助を受けて間伐を実施したもの)

- 1 市町村名
- 2 事業期間
- 3 事業主体
- 4 検査年月日

5 間伐材生産経費補助検査総括表

(単位：円)

	間伐実施区分	件数	面積 (ha)	間伐材 出荷量 (m ³)	補助事業に 要する経費	補助負担		補助単価(円/m ³)	
						県費	市町村費	県費	市町村費
補助 申請	区分1								
	区分2								
	合計								

注) 区分1：素材市場へ出荷する場合

区分2：製材工場又は合板工場に直送する場合

※記載方法

①面積は小数第2位まで記載する。

②間伐材出荷量は整数とし、1立方メートル未満は切り捨てとする。

別記第5号様式

令和 年度くまもと間伐材安定供給対策事業しゅん工検査実施報告書

(国庫補助を受けずに間伐を実施したもの)

- 1 市町村名
- 2 事業期間
- 3 事業主体
- 4 検査年月日

5 間伐材生産経費補助検査総括表

(単位：円)

	間伐実施区分	件数	面積 (ha)	間伐材 出荷量 (m ³)	補助事業に 要する経費	補助負担		補助単価(円/m ³)	
						県費	市町村費	県費	市町村費
補助申請	区分1								
	区分2								
	合計								
抽出検査	区分1								
	区分2								
	合計								
検査抽出率 (件数率)		%							

※現地検査抽出率は抽出検査件数／全実施件数

注) 区分1：素材市場へ出荷する場合

区分2：製材工場又は合板工場に直送する場合

※記載方法

- ①面積は小数第2位まで記載する。
- ②間伐材出荷量は整数とし、1立方メートル未満は切り捨てとする。

別記第 6 号様式

令和 年度くまもと間伐材安定供給対策事業実施一覧

(国庫補助を受けて間伐を実施したもの)

- 1 検査年月日
- 2 検査員職氏名
- 3 事業主体

補助金 申請整 理番号	林班	小班	面積 (ha)	間伐材 出荷量 (m³)	書 類 検 査 (全 件)				
					樹種	林齡	距離 確認	受託 契約 書	伝票 数量 確認
1-1									
1-2									
2-1									
2-2									
3-1									
3-2									
4-1									
4-2									
5-1									
5-2									
合計									

(書類検査)

- ①森林簿等により、樹種、林齢及び面積の確認を行った。(樹種、林齢の記入)
- ②森林計画図による施行箇所位置図により、林道等から対象間伐林の最遠部までの距離が水平距離で100m以上であることを確認した。(○を記入)
- ③事業主体が受託により実施したものについては、作業の委託契約がなされているかの確認を行った。(○を記入)
- ④事業主体が受託をしていないものについては確認不要。(—(ハイフン)を記入)
- ⑤出荷伝票等により、補助対象材(樹種がスギ・ヒノキで材長2m以上の材(区分1においては建築用に使われる材))の確認と、数量の集計確認を行った。(○を記入)

※記載方法

- ①面積は小数第2位まで記載する。
- ②間伐材出荷量は整数とし、1立方メートル未満は切り捨てとする。

別記第7号様式

令和 年度くまもと間伐材安定供給対策事業実施一覧

(国庫補助を受けずに間伐を実施したもの)

- 1 検査年月日
- 2 検査員職氏名
- 3 事業主体

補助金 申請整 理番号	林班	小班	面積 (ha)	間伐材 出荷量 (m ³)	現地検査（抽出3割以上）			書類検査（全件）				
					樹種	林齢	間伐 状況 確認	樹種	林齢	距離 確認	受託 契約 書	伝票 数量 確認
1-1												
1-2												
2-1												
2-2												
3-1												
3-2												
4-1												
4-2												
5-1												
5-2												
合計												

(現地検査)

- ① 樹種については現地でスギ又はヒノキであることを確認した。(○を記入)
- ② 林齢については間伐木の伐根の年輪等により5～18 齢級であることの確認を行った。(○を記入)
- ③ 現地での間伐の状況から間伐面積及び間伐材出荷量が適当と判断した。(○を記入)

(書類検査)

- ④ 森林簿等により、樹種、林齢及び面積の確認を行った。(樹種、林齢の記入)
- ⑤ 森林計画図による施行箇所位置図により、林道等から対象間伐林の最遠部までの距離が、水平距離で100m以上であることを確認した。(○を記入)
- ⑥ 事業主体が受託により実施したものについては、作業の委託契約がなされているかの確認を行った。(○を記入)
- ⑦ 事業主体が受託をしていないものについては確認不要。(—(ハイフン)を記入)
- ⑧ 出荷伝票等により、補助対象材(樹種がスギ・ヒノキで材長2m以上の材(区分1においては建築用に使われる材))の確認と、数量の集計確認を行った。(○を記入)

※記載方法

- ① 面積は小数第2位まで記載する。
- ② 間伐材出荷量は整数とし、1立方メートル未満は切り捨てとする。

施行箇所総括位置図

郡市 町村

縮尺

- (注) 1 施行箇所の申請番号を○印で囲み表示すること。
2 図面は1／5万地形図、1／2万5千地形図、これに準じた市町村管内図でも良い。

別記第9号様式

令和 年度くまもと間伐材安定供給対策事業確認検査復命書

(国庫補助を受けて間伐を実施したもの)

1 補助事業者名

2 事業主体

3 検査年月日

4 間伐材生産経費補助検査総括表

(単位：円)

	間伐実施区分	件数	面積 (ha)	間伐材 出荷量 (m ³)	補助事業に 要する経費	補助負担		補助単価(円/m ³)	
						県費	市町村費	県費	市町村費
補助 申請	区分1								
	区分2								
	合計								

注) 区分1：素材市場へ出荷する場合

区分2：製材工場又は合板工場に直送する場合

※記載方法

①面積は小数第2位まで記載する。

②間伐材出荷量は整数とし、1立方メートル未満は切り捨てとする。

令和 年度くまもと間伐材安定供給対策事業について、出荷伝票等事業量が確認できる書類、市町村検査等について書類検査を実施しましたところ、関係規則等に照らし適正と認められますので復命します。

広域本部長（地域振興局長） 様

令和 年 月 日

検査員職氏名

別記第 10 号様式

令和 年度くまもと間伐材安定供給対事業確認検査復命書

(国庫補助を受けずに間伐を実施したもの)

1 補助事業者名

2 事業主体

3 検査年月日

4 間伐材生産経費補助検査総括表

(単位：円)

	間伐実施区分	件数	面積 (ha)	間伐材 出荷量 (m ³)	補助事業に 要する経費	補助負担		補助単価(円/m ³)	
						県費	市町村費	県費	市町村費
補助申請	区分 1								
	区分 2								
	合計								
抽出検査	区分 1								
	区分 2								
	合計								
検査抽出率 (件数率)		%							

※現地検査抽出率は抽出検査件数／全実施件数

注) 区分 1：素材市場へ出荷する場合

区分 2：製材工場又は合板工場に直送する場合

※記載方法

①面積は小数第 2 位まで記載する。

②間伐材出荷量は整数とし、1 立方メートル未満は切り捨てとする。

令和 年度くまもと間伐材安定供給対策事業について、現地検査のほか契約関係（受託契約書等）、出荷伝票等事業量が確認できる書類、市町村検査等について書類検査を実施しましたところ、関係規則等に照らし適正と認められますので復命します。

広域本部長（地域振興局長） 様

令和 年 月 日

検査員職氏名

別記第 1 1 号様式

令和 年度くまもと間伐材安定供給対策事業実施一覧

(国庫補助を受けて間伐を実施したもの)

- 1 検査年月日
- 2 検査員職氏名
- 3 補助事業者名
- 4 事業主体名

補助金 申請整理番号	林班	小班	面積 (ha)	間伐材 出荷量 (m³)	書 類 検 査 (抽出 1 割以上)			
					樹種	林齡	距離 確認	伝票 数量 確認
1-1								
1-2								
2-1								
2-2								
3-1								
3-2								
4-1								
4-2								
5-1								
5-2								
合計								

(書類検査)

- ①森林簿等により、樹種、林齢及び面積の確認を行った。(樹種、林齢の記入)
- ②森林計画図による施行箇所位置図により、林道等から対象間伐林の最遠部までの距離が、水平距離で 100m 以上であることを確認した。(○を記入)
- ③出荷伝票等により、補助対象材(樹種がスギ・ヒノキで材長 2m 以上の材(区分 1 においては建築用に使われる材))の確認と、数量の集計確認を行った。(○を記入)

※記載方法

- ①面積は小数第 2 位まで記載する。
- ②間伐材出荷量は整数とし、1 立方メートル未満は切り捨てとする。

別記第 1 2 号様式

令和 年度くまもと間伐材安定供給対策事業実施一覧

(国庫補助を受けずに間伐を実施したもの)

- 1 検査年月日
- 2 検査員職氏名
- 3 補助事業者名
- 4 事業主体名

補助金 申請整理 番号	林班	小班	面積 (ha)	間伐材 出荷量 (m ³)	現地検査 (抽出 1 割以上)			書類検査				
					樹種	林齢	間伐 状況 確認	抽出 1 割以上				
								樹種	林齢	距離 確認	伝票 数量 確認	受託 契約 書
1-1												
1-2												
2-1												
2-2												
3-1												
3-2												
4-1												
4-2												
合計												

(現地検査)

- ① 樹種については現地でスギ又はヒノキであることを確認した。(○を記入)
- ② 林齢については間伐木の伐根の年輪等により 5 ～ 1 8 齢級であることの確認を行った。
(○を記入)
- ③ 現地での間伐の状況から、間伐面積及び間伐材出荷量が適当と判断した。(○を記入)

(書類検査)

- ③ 森林簿等により、樹種、林齢及び面積の確認を行った。(樹種、林齢の記入)
- ⑤ 森林計画図による施行箇所位置図により、林道等から対象間伐林の最遠部までの距離が、
水平距離で 1 0 0 m 以上であることを確認した。(○を記入)
- ⑥ 事業主体が受託により実施したものについては、作業の委託契約がなされているかの確認
を行った。(○を記入)
- ⑦ 事業主体が受託をしていないものについては確認不要。(— (ハイフン) を記入)
- ⑧ 出荷伝票等により、補助対象材 (樹種がスギ・ヒノキで材長 2 m 以上の材 (区分 1 におい
ては建築用に使われる材)) の確認と、数量の集計確認を行った。(○を記入)

※記載方法

- ① 面積は小数第 2 位まで記載する。
- ② 間伐材出荷量は整数とし、1 立方メートル未満は切り捨てとする。

別記第 13 号様式

令和 年度くまもと間伐材安定供給対策事業実績書

(単位：円)

事業内容	区分	間伐材 出荷量 (m^3)	補助事業に 要する経費	経費内訳		備考
				県 費	市町村費	
間伐材生産 経費補助	区分 1					内訳は別紙
	区分 2					
	合計					

注) 区分 1 : 素材市場へ出荷する場合

区分 2 : 製材工場又は合板工場に直送する場合

別記第 1 3 号様式の別紙

令和 年度くまもと間伐材安定供給対策事業箇所別実績書

事業実施年度	事業主体名	事業主体代表者名

整理 番号	林班	小班	森林所有者	林齢	面積 (ha)	間伐材出荷量 (m ³)		出荷先	備考
						区分 1	区分 2		
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
補助区分		申請件数		間伐面積		県補助単価		県補助金額	
区分 1		件		h a		円／m ³		円	
区分 2		件		h a		円／m ³		円	
合 計		件		h a				円	

※記載方法

- ①面積は小数第 2 位まで記載する。
- ②間伐材出荷量は整数とし、1 立方メートル未満は切り捨てとする。
- ③出荷先は間伐材を出荷した市場や製材工場等の商号等を記入する。
- ④同一小班から区分 1、2 へ出荷した場合、面積が二重計上とならないよう留意すること。

別記第 1 4 号様式

第 号
令和 年 月 日

熊本県知事 様

市町村長名

森林の皆伐（転用）協議書

くまもと間伐材安定供給対策事業実施要領第 1 0 条第 2 項の規定により、下記のとおり森林を皆伐（森林以外の用途へ転用）したいので協議します。

記

森林の皆伐又は森林の転用を行う目的及び理由						
補助金 交付年度	くまもと間伐材 安定供給対策事 業補助に係る森 林の所在地	面 積 (ha)	補助を受け た間伐材積 (m ³)	森林の皆伐又は 森林の転用の対 象となる森林の 所在地	面 積 (ha)	補助を受け た間伐材積 (m ³)

※記載方法

- ①面積は小数第 2 位まで記載する。
- ②間伐材出荷量は整数とし、1 立方メートル未満は切り捨てとする。